

令和 2 年 7 月
東京税関業務部

関係各位

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について

今般、覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 2 2 1 号）が公布され、新たに 1 物質が覚醒剤原料に指定されましたのでお知らせします。

1. 覚醒剤原料として指定する物

1 物質、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物（別添参照）

2. 施行日：令和 2 年 8 月 7 日

（公布日（令和 2 年 7 月 8 日）から起算して 3 0 日を経過した日）

【添付資料】 （別添）物質の構造式等

【お問合せ】東京税関業務部通関総括第 2 部門
（電話：03-3599-6338）

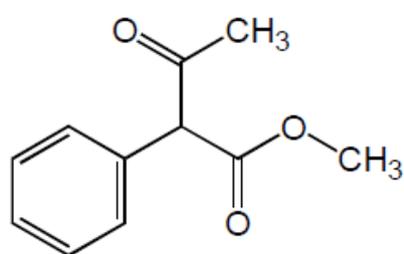
別添

覚醒剤原料

化学名：メチル＝3－オキソ－2－フェニルブタノアート

通称名：Methyl α -phenylacetoacetate , MAPA

構造式：



※ 国際一般名がある場合には、あわせてそれを別名として規定することとしているが、今回指定する物質については、国際一般名は存在しない。

以上